

公表監第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（産業環境局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（西宮市民生委員・児童委員会）、出資団体監査（公益財団法人 西宮市国際交流協会）及び指定管理者監査（共同事業体 パークマネジメント鳴尾浜）を実施したので、同条第9項の規定に従い、公表します。

平成26年11月21日

西宮市監査委員	亀	井	健
同	鈴	木	雅一
同	ざ	こ	宏一
同	八	木	米太郎

## 目 次

### 指定管理者監査結果報告

#### 共同事業体 パークマネジメント鳴尾浜

第1	監査の対象	16 - 2
第2	監査の期間及び方法	16 - 2
第3	監査の結果	16 - 2
1	指定管理の概要	16 - 2
2	使用料収入の状況	16 - 3
3	指定管理経費の収支状況	16 - 5
4	業務の改善	16 - 5
5	所管部局での業務実施状況	16 - 5
6	むすび	16 - 6

### 凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりです。  
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。  
「-」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

報告監第16号  
平成26年11月20日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	ざこ宏一
同	八木米太郎

指定管理者監査結果報告  
(共同事業体パークマネジメント鳴尾浜)

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

# 指定管理者監査結果報告書

## 第1 監査の対象

西宮市鳴尾浜臨海公園(南地区)の指定管理者、共同事業体パークマネジメント鳴尾浜(以下「パークマネジメント鳴尾浜」という。)における、主として平成25年4月1日から26年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

## 第2 監査の期間及び方法

平成26年7月31日から事務局監査に入り、同年10月23日にはパークマネジメント鳴尾浜及び土木局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

## 第3 監査の結果

次のとおりです。

### 1 指定管理の概要

#### (1) 指定管理者

パークマネジメント鳴尾浜は株式会社日比谷アメニス大阪支店と株式会社ハウスビルシステムの2社により構成されています。株式会社日比谷アメニス大阪支店は主として公園の指定管理事業を、株式会社ハウスビルシステムは海釣り施設の指定管理事業を行っています。

なお、指定期間は25年4月1日から30年3月31日までの5年間となっています。

#### (2) 管理施設の概要

施設の設置及び管理は、西宮市都市公園条例に基づいて行われています。

鳴尾浜臨海公園南地区は、西宮市の南東端に位置している面積約69,000m<sup>2</sup>の緑の拠点です。そのうち、健康運動施設リゾ鳴尾浜、植物生産研究センター花工房、駐車場等を除く

部分をパークマネジメント鳴尾浜が管理しています。(末尾添付図面参照)

### (3) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、基本協定書第6条第1項において次のように規定されています。

- ア 施設の行為の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する事務を行うこと。
- イ 施設の利用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する事務を行うこと。
- ウ 施設の利用の制限に関する事務を行うこと。
- エ 施設の使用料の徴収に関する事務を行うこと。
- オ 施設の使用料の還付及び減免に関する事務を行うこと。
- カ 施設及び設備の維持管理を行うこと。
- キ その他南地区の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

### (4) 指定管理料

25年度の指定管理料については、25年度年度協定書が締結され、73,867,000円と定められています。

なお、光熱水費は市が負担するため、この額には含まれていません。

## 2 使用料収入の状況

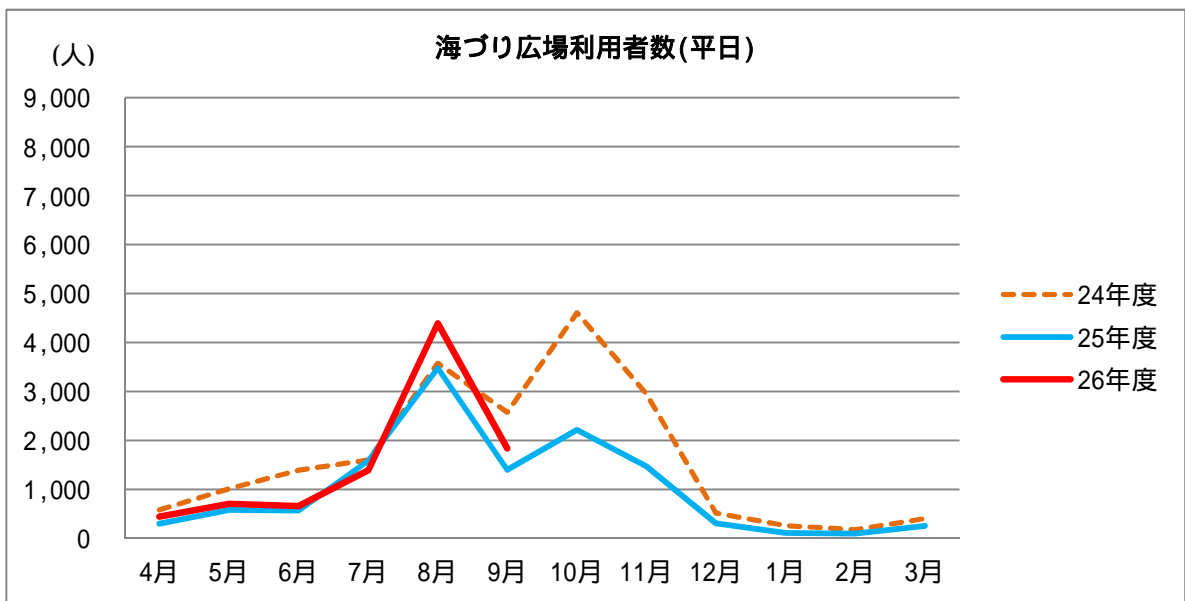
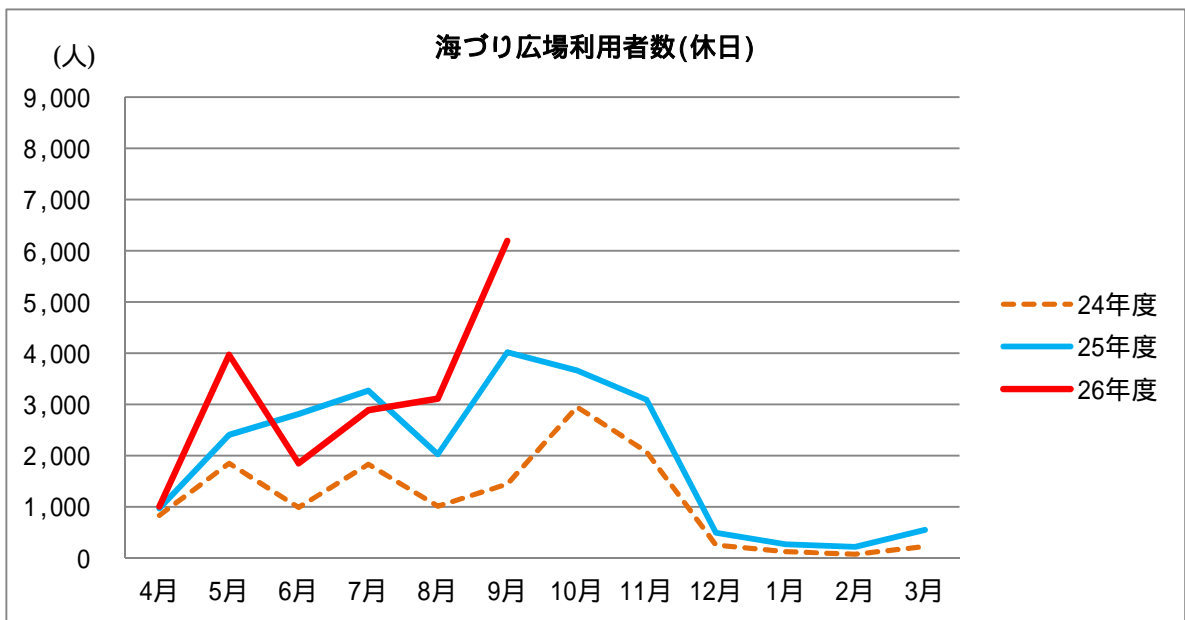
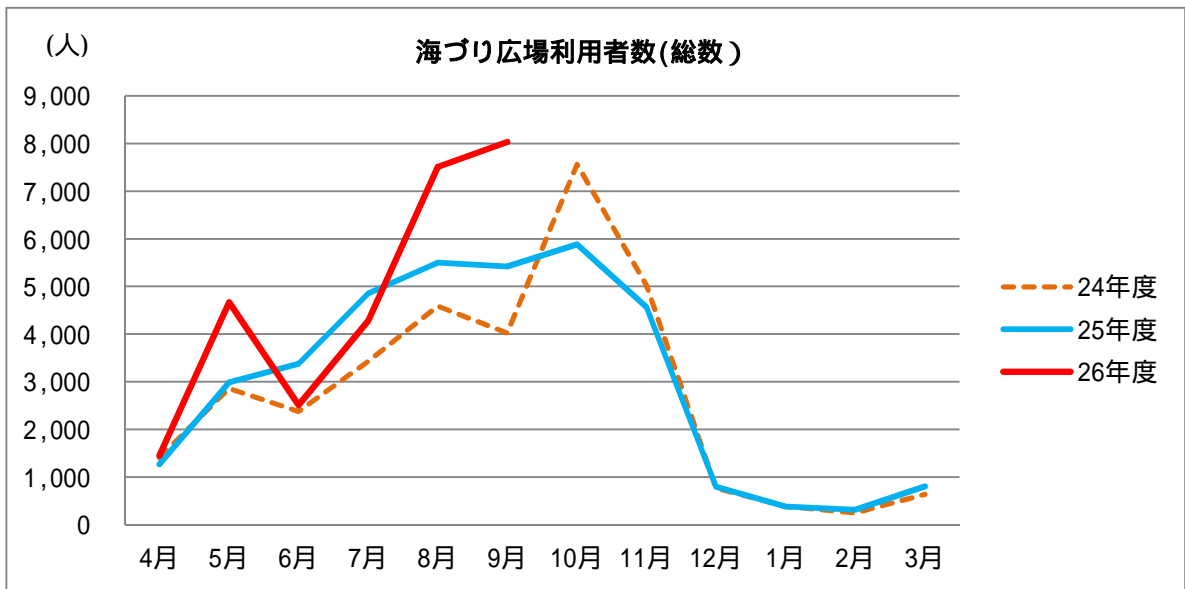
最近3か年の海づり広場における使用料収入及び利用者数の状況は、次のとおりです。

(単位：円、人)

	23年度	24年度	25年度
使用料収入	6,685,700	7,881,300	8,408,700
利用者数	32,619	33,306	36,158

25年度の使用料収入は、前年度に比べ52万円(6.7%)増の840万円となっています。

また、25年度の利用者は全体として前年度に比べ2,852人(8.6%)増加しており、特に休日利用者については前年度に比べ10,127人(74.2%)増加しています。



注 26年度は9月までの利用者数。

### 3 指定管理経費の収支状況

25年度の収支状況は、次のとおりです。

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	73,867,000	人件費	43,893,337
自主事業による利益	1,750,839	常勤職員	15,450,000
		臨時職員	26,125,837
		福利厚生費他	2,317,500
		消耗品費	2,235,785
		備品費	341,608
		保守点検・維持管理経費	21,562,039
		修繕費	1,167,225
		事務費	6,112,690
		通信費・交通費	1,116,990
		保険費	205,900
		その他経費	4,789,800
計	75,617,839	計	75,312,684
		収支差額	305,155円

### 4 業 務 の 改 善

海づり広場では、多目的トイレにオムツ替え台を設置したほか、自主事業として釣り教室、釣り大会などの無料イベント、釣り竿の有料貸出しなどを実施しています。

グリーンプラザでは、バラ展などの展示のほか、自主事業として各種教室、野菜・花苗の販売を行っています。また、フラワーガーデンでは、飛び石をスロープ状に改修し車椅子でも乗入れできるようにするなど、利用者拡大の取組みを実施しています。

### 5 所管部局での業務実施状況

事業報告書については、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条及び基本協定書第13条で、年度終了後30日以内に提出することとされています。25年度の事業報告書は26年4月30日付で提出されています。

なお、利用者アンケートの結果については、事業報告書に含まれるべきものですが、期限後に提出されています。また、アンケートの設置場所や回答数が十分とは言えません。今後、適正な事業報告書を期限内に提出するように指導するとともに、指定管理者と協議を行い、利用者の幅広い意見を取り入れることができるように努めてください。

モニタリングについては、指定管理者モニタリングマニュアルに基づきチェックシートを

作成し、現地調査を行うなど、日報等の保管状況や緊急マニュアルの周知状況など多項目の履行状況の確認を行っていますが、再委託している業務に係る仕様書や再委託先からの業務報告書を点検していません。今後、点検項目を精査し、施設の管理基準が満たされているかの確に確認、評価するよう努めてください。

業務の再委託については、基本協定書第6条第2項で市の承認を得て行うことができると規定されていますが、事後報告となっています。事前に申請するよう指導し、契約内容を確認した上で文書による承認を行ってください。自主事業の承認についても、口頭での承認となっていますが、文書による承認を行ってください。

また、修繕費の費用負担などで協定書等と実際の業務に乖離している点が見られます。協定書等の修正も含め、実態に応じた見直しを検討してください。やむを得ず協定書等と異なった取扱いを行うときは、協議過程が明確になるように記録を残してください。

## 6 む す び

今回の指定管理者監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務が、協定書等に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。

鳴尾浜臨海公園南地区は、フラワーガーデンを中心とした「花と緑と小川のゾーン」と「海の見える丘ゾーン」に分かれており、「海の見える丘ゾーン」には約4,500㎡の芝生広場や家族で楽しめる海づり広場があります。海づり広場では、週末に子供サビキ釣り大会など様々なイベントを実施しており、前年度に比べて利用者が増加しています。今後とも民間の持つノウハウを活用し、利用者サービスの向上に努めてください。

芝生広場では、25年11月には復興支援を行っている宮城県女川町のさんま収穫祭が開催され、26年度には「芝ふえす」などのイベントが開催される予定ですが、活用拡大の取組みをさらに進めてください。

今後とも、市は、適切なモニタリングにより業務の履行状況を的確に把握し、課題の抽出等を行うとともに、指定管理者に対して地域団体やボランティア、リゾ鳴尾浜等との連携を深め、より効果的、効率的な運用ができるよう指導・助言を行ってください。

また、パークマネジメント鳴尾浜は、市と連携・協働してサービスや利用者数の向上に努めてください。



# 鳴尾浜臨海公園南地区

指定管理者 共同事業体パークマネジメント鳴尾浜管理区域

